

マスメディアによる法律への影響（調査研究） — 恩寵園事件とマスメディアにおける総合的検証 — ～新聞、テレビ、インターネットはどのように児童福祉法を改正させたか～

森 川 晴 子

第一工業大学講師 共通教育

The mass media effects on the law.

How did the mass media revise the Child Welfare Law throughout Oncho-en case?
Haruko Morikawa

Abstract

The mass media have given great effects on people, administration and world and occasionally may trigger to revise the law. This study examines how the state compensation suit to a Chiba District court approved the child abuse in Oncho-en by the principal and the staff and cause to revise The Child Abuse Prevention Law and Child Welfare Law by the effects of the mass media .

Key words : *mass media, Oncho-en case, child abuse, child welfare law, children's nursing home, journalism*

1. はじめに

2009年、国連の統計により日本では7人に1人の子供が貧しい生活を送る『子供の貧困世界』という結果が出て、早急に改善するよう国連から勧告が出された。しかしながら、日本はこの問題に真剣に取り組むことなく、2013年、厚生労働省の社会保障審議会児童部会、児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の統計により児童虐待通報は6万件を突破。同年、心中による児童の死亡も児童虐待であると位置づけたことにより、総日数で割ると3日に1人の割合で児童が虐待により命を落としていることが明らかになった。

厚生労働省が各都道府県と通じ、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、児童虐待による死亡事例82例（98人）を分析したところ、心中以外の虐待死事例が45例（51人）、心中による虐待死事例が37例（47人）、生後間もない身元不明の遺棄事例が4例（4人）、死産児の遺棄事例が3例（5人）、虐待による死亡か否かの判断ができなかった不明の事例が1例（1人）あった。

これらの統計からも分るように、児童を取り巻く日本の環境はいまだかつてないほど由々しき事態に

ある。専門家は、虐待は最大の戦争。家族システム、援助システム、行政システムの崩壊は国を滅ぼすと警鐘を鳴らしている。『魂の殺人』と言われる児童虐待は、もはや家庭内だけの問題ではなく、地域社会、国の問題へと発展している。

そんな中、遅々として改善されない日本の児童福祉法を大きく改正させるに至った事件があった。

1996年、千葉県船橋市にある児童養護施設『恩寵園』で起きた施設内虐待事件である。

児童養護施設とは児童福祉法に定められた児童福祉施設の一つで、災害や事故、親の離婚や病気、虐待や不適切な養育を受けるなどの事情により、家族による養育が困難な2歳から18歳の児童のための家庭に替わる家である。厚生労働省の統計によると、現在、児童養護施設に入所する児童の9割が両親による虐待となっている。行き場のなくなった児童を救う行政最後の砦、社会的養護下である『恩寵園』で入所児童が施設園長とその家族、職員によって長期にわたり、凄まじい虐待や性的暴行を加えられていた。児童養護施設とは社会的意義のある事業で、そこで何が起ころうと行政も国も口を出すことのない世界であり、密室で行われる虐待は訴えたとして

も実証できないため、立証されることがなく、被害者達は泣き寝入りするしかなかった。

それがマスメディアの影響により、『恩寵園』の園長と監護権のある千葉県を4つの刑事及び民事事件で告訴し、法廷で施設内虐待を認定させ、同園の虐待行為の事実を知らず、園長に何の改善対策を打ち出さなかった千葉県にもその責任を認めさせた事件が起こった。恩寵園事件である。更に、この事件を受けて2008年11月26日に『児童養護施設内での虐待は禁止』という条例が日本の児童福祉法に初めて出され、2009年4月より施行された。施設職員等による虐待は児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けると、都道府県市等は調査し、公表する制度が法定した。この改正児童福祉法の施行により、今まで見過ごされてきた児童養護施設虐待が徐々に明るみに出るようになった。

本論では立証不可能といわれた児童養護施設内虐待を法廷の場で認めさせ、児童福祉法をも改正させた恩寵園事件におけるマスメディア——新聞報道、テレビ、インターネットを総合的に検証し、いかにマスメディアが恩寵園事件に影響を与えたか調査研究を行った。

2. 恩寵園事件とマスメディアの総合的検証

2-1 恩寵園事件とマスメディア

児童養護施設内虐待が知られるようになったのは1982年、岡山市の児童養護施設『善隣館』で6歳女児が児童6人から集団暴行を受け死亡した事件からだ。その翌年には、東京都内の児童養護施設『錦華学園』に入った少年が施設内性暴力を受けて15歳で退所した3年後に女子大生強姦殺人事件を起こし、一審で無期懲役判決を受けたことにより、『児童養護施設』と『施設内虐待』という言葉が新聞で広く報道されるようになった。この2つの事件を受けて本格的にマスメディアが調査報道に動き出した。今まで国から入所児童の措置費が支給される社会的養護下であるはずの施設内での虐待は、不祥事や事故として隠蔽されてきた。マスメディアは、調査取材を続け、事態の深刻さや対策の必要性に気づいた矢先、発覚したのが恩寵園事件だ。

『恩寵園』は、1946年に戦災孤児のための施設として開設され、1952年に社会福祉法人の認可を受けた。その後、児童福祉法に基づく児童養護施設として、児童相談所を介し、様々な事情で保護者と暮ら

せない児童2歳から18歳までの児童70人が生活している。虐待で告訴された園長は、初代園長の次男であり、当事、社会福祉法人の理事長も務めていた。

1996年4月千葉県船橋市にある児童養護施設『恩寵園』で、入所していた児童13人が園長、園長の次男と職員からの死に至りかねない虐待を苦に施設から逃げ出し、県内にある児童相談所に保護を求めた。その際、市川児童相談所に赴いた人権弁護士が児童に聞き取り調査を行った所、凄まじい虐待が行われていたことが発覚。

その内容は、長時間の正座、男児の性器に鉄を当てる、乳幼児を麻袋に入れて木に吊るす、乾燥機に入れて回すなどだった。しかし、千葉県はその事実を否定し、児童たちを園に戻し、園長には口頭指導しただけだった。このため児童は児童相談所で事情を聞いてくれた女性弁護士を代理人として人権救済を申し立てたり、県知事に手紙を書いたが、千葉県は一切取り合わなかった。

事件当初は、地元新聞が恩寵園事件を伝えたが、事態の深刻さに、大手新聞社が取り上げたことにより施設内虐待事件を知った市民が、『恩寵園の子供を支える会』を立ち上げ、千葉県を相手取り住民訴訟を起こすに至った。しかし、起訴は棄却され、園長も職員達も解職されることはなかった。その後、日本テレビ局特捜報道ドキュメントが、恩寵園卒園生や元園職員に取材調査した結果、1999年に同局にて放映すると、異例な反響が起こり、同番組を見た国会議員が千葉県へ勧告することになる。この報道を受けて千葉県警、行政、そして国も動き出し、2000年1月、千葉地裁はようやく園長の虐待を認定した。また、刑事告発を受けて警察官が施設内を家宅捜索し、園長は入所児童に対する傷害容疑で書類送検、更に同年8月には園長の次男で指導員が、入所児童に対する強制猥褻・婦女暴行容疑で逮捕された(懲役5年の実刑)こうした動きを受けた千葉県は園長の解職を含む改善勧告を出し、社会福祉法人の理事を一新する改善計画を提出させることに成功。その後、恩寵園を退所させられた卒園生11人が原告となり、損害賠償を請求する民事訴訟を起こす。最高裁は一審同様に、千葉県の賠償責任は認められたが、園長個人の賠償責任は認めなかった。最終的に決着がついたのは2010年11月。損害賠償金が支払われたのは翌年。実に15年間かかっている。当事、中学生だった児童たちは30代になっていた。

恩寵園事件時系列と報道

(『施設内虐待を許さない会』による)

1996年（平成8年）4月

入所児童13人が脱走し、児童相談所に逃げ込み、児童相談所職員に園長・妻・指導員で園長の次男・主任保母の虐待の事実を話し、辞めさせて欲しいと訴えた。しかし児童相談所及び千葉県児童家庭課は子どもたちの声に真剣に耳を傾けず、子どもたちを園に返した。

1996年（平成8年）4月

千葉県の子ども人権委員会の弁護士が子どもの権利侵害の問題を取り上げた。新聞報道で事件が明るみになる。

1996年（平成8年）6月

新聞報道を見た一般市民により、『恩寵園の子ども達を支える会』が発足され、児童と市民・弁護士が連絡をとり、改善に向けて動き始める。

1996年（平成8年）9月

恩寵園子ども自治会のメンバーが県庁に行き虐待の事実を訴える。千葉県は「園長を辞めさせることができない」と訴えを聞き入れず。

1996年（平成8年）10月

新聞報道に、『支える会』が千葉県に恩寵園問題解決を求めることを載せ、1049人分の署名が集まる。

1997年（平成9年）7月

『支える会』が、「虐待をやっていた園長に支出した人件費は違法」として、千葉県に対し措置費を返還するよう住民監査請求を起こしたが、9月に棄却。

1997年（平成9年）10月

新聞報道に『支える会』が、「虐待をやっていた園長に支出した人件費は違法」として、千葉県に対し措置費約590万円を返還することを求める訴訟を千葉地裁に提訴したと載る。

1999年（平成11年）9月

日本テレビ局特捜報道ドキュメントで恩寵園事件を大々的に取り上げ、異例の反響を呼ぶ。厚生省はテレビ報道された卒園生の虐待証言が、千葉県の報告以上のものであったことから、事実認定の再調査を指導。

1999年（平成11年）12月24日

日本テレビ局の番組より、現在もなお児童が職員らに体罰を受けている証言を元に、『支える会』が暴行・傷害容疑で園長と職員を千葉県警に刑事告発。

2000年（平成12年）1月27日

園長への県の括置費支出をめぐる住民訴訟判決。千葉地裁は、支出の返還を求める原告の訴えを棄却し

たものの、17歳の退園女子児童が裁判で証言した17件の件罰及び虐待を認定。さらに「園長の解職を含む改善勧告を出さなかった県は違法である」と指摘。

2000年（平成12年）2月16日

テレビ報道：恩寵園において、児童に対する体罰が繰り返されていたとして、千葉県警捜査一課は、傷害容疑で恩寵園の実況見分を行うと共に、関係者から事情聴取を行う。

2000年（平成12年）2月16日

テレビ・新聞報道：千葉県は恩寵園に対して、「園長の解職も含む施設運営の抜本的な改善を求める勧告」を行う。千葉県社会部長は「勧告を行わなかったことで、結果として体罰の再発を許してしまったことは本当に申し訳ない」と対応の誤りを認め謝罪。

2000年（平成12年）2月23日

厚生省は千葉県に対して園を運営する社会福祉法人の理事全員の辞職など、法人の抜本改革を促すよう指導。

2000年（平成12年）3月8日

日本テレビ特捜報道ドキュメントを見た国会議員より、千葉県警に強制捜査させ、恩寵園元園長の次男指導員を女子児童への強制猥褻容疑で逮捕。

2000年（平成12年）3月10日

恩寵園の卒園生が、虐待によるトラウマなど精神的後遺症に苦しんでいる」として園長、千葉県を相手に、総額1億1千万円の損害賠償を求めて、千葉地裁に提訴。

2000年（平成12年）3月22日

異例のテレビ局が衆議院会館にて「児童養護施設『恩寵園』の虐待児童について意見を聞く会」で児童の訴える姿を放映、多数の国会議員及び秘書が参加。

2000年（平成12年）3月29日

テレビ・新聞報道：千葉地検は、元園職員であり、園長の次男で元指導員を強制猥褻容疑で、千葉地裁に起訴。

2000年（平成12年）4月3日

元指導員で園長の次男が、他の児童にも猥褻行為をしていたとして、再逮捕。

2000年（平成12年）4月18日

法人恩寵園は、園長の退職を含む改善計画書を県に提出。園長は解雇となり、退職金は支払われないこととなる。

2000年（平成12年）4月25日

千葉地検、園長の次男で職員を強制猥褻容疑で追起訴。

2000年（平成12年）5月26日

新聞報道：元園長が、「在職中に園児をハサミで切るなどしてけがをさせた」として、障害の疑いで逮捕。

2000年（平成12年）6月6日

新聞報道：千葉地検は、元指導員、元園長の次男を婦女暴行の罪で追起訴。

2000年（平成12年）6月15日

テレビ・新聞報道：千葉地検、元園長を傷害罪の容疑で千葉地裁に起訴。

2000年（平成12年）7月12日

テレビ・新聞報道：元指導員で元園長の次男の初公判が千葉地裁で開かれ、起訴事実をほぼ認める。

2000年（平成12年）9月8日

新聞報道：元園長の初公判。「怪我は事故」と否認。

2000年（平成12年）10月25日

テレビ・新聞報道：千葉地裁は、元指導員に強姦と強制猥褻の罪で懲役4年の実刑判決を言い渡す。控訴せず。

2001年（平成13年）3月8日

テレビ・新聞報道：恩寵園卒園生11人の損害賠償請求裁判第1回公判。

2001年（平成13年）7月27日

園長に対し、千葉地裁は懲役8カ月の実刑判決を言い渡す。園長は控訴。

2002年（平成14年）10月9日

テレビ・新聞報道：園児への傷害罪で無罪を主張していた元園長に最高裁は9日までに、被告側の上告を退ける決定。懲役8月、執行猶予3年の有罪判決が確定。

2009年（平成20年）4月

テレビ・新聞報道：恩寵園事件を受け、施設内虐待は禁止であると児童福祉法改正し施行。

2011年（平成23年）11月

テレビ・新聞報道：上告棄却し、千葉県が損害賠償460万円を支払うことで決着。園長個人の責任は問われず。

恩寵園事件を受けて、2009年4月に施行された児童福祉法改正の7節に「施設内虐待の防止、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける」が盛り込まれたことにより、施設内虐待が表面化するようになった。

厚生労働省によると、「被措置児童等虐待」とは施設職員等が入所等している児童について、

- ① 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ② 猥褻な行為をすること又は猥褻な行為をさせること
- ③ 心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置等を行うこと
- ④ 著しい心理的外傷を与えることと定義されている。

また、改正児童福祉法が施行された2009年度に全国47都道府県、18指定都市及び2児童相談所設置市を対象に通告・届出があった被措置児童等虐待に関する事例について、その届出・通告等の状況、それに関する調査等の状況についてとりまとめたところ、214件の施設内虐待の通告・届出があり、59件、120人の児童の被害が確認された。虐待の事実が認められた施設等のうち多かった種別は、「児童養護施設」が29件（49.2%）、「児童自立支援施設」が9件（15.2%）であった。虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が41件（69.5%）、「心理的虐待」が7件（11.9%）、「性的虐待」が7件（11.9%）、「ネグレクト」が4件（6.7%）であった。虐待を受けた児童の性別は、「男」が55.8%、「女」が44.2%であり、就学等の状況は、「小学生」が42人（35.0%）、「中学生」が42人（35.0%）、「高校生」が11人（9.2%）、「未就学児童」が14人（11.6%）であった。

2010年度は176件の通告・届出で、39件、103人の被害が判明した。虐待の内容は身体的虐待64件、65.3%、性的虐待16件、16.3%心理的虐待11件、11.2%、ネグレクト7件、7.1%となっている。加害職員は懲戒解雇されたり、自主退職したほか、児童福祉法違反や青少年健全育成条例違反容疑で逮捕されたケースもあった。

表1 平成21年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況 ②届出・通告者

	児童本人	被措置児童 児童本人以外の	家族・親戚	当該施設・事業所等 元職員、元受託里親 職員、受託里親	当該施設・事業所等 元職員、元受託里親	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	90	30	23	67	5	1	1	3	9	1	16	12	258
構成割合 (%)	34.8	11.6	8.9	26.0	1.9	0.4	0.4	1.2	3.5	0.4	6.2	4.7	100.0

(厚生労働省による統計)

表2 平成21年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況 ③届出・通告先

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県市の児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	112	94	4	0	4	214
構成割合(%)	52.3	43.9	1.9	0.0	1.9	100.0

(厚生労働省による統計)

表3 平成21年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況 ③届出・通告先

	社会的養護関係施設				里親等	知的障害児施設	一時保護所	児童相談所	合計
	乳児院	児童養護施設	短期治療施設	情緒障害児施設					
件数	2	29	2	9	9	4	4	59	
構成割合(%)	3.4	49.2	3.4	15.2	15.2	6.8	6.8	100.0	

(厚生労働省による統計)

2-2 恩寵園事件における『伝統メディア』の影響力

恩寵園事件が約15年間の司法の闘いの果てに、日本で初めて未成年の原告によって施設内虐待を法廷の場で認定させ、児童福祉法改正へと至るに及んだ経緯にマスメディアの力は大きい。事件が発覚したのが1996年であることから、当事のメディアは、『伝統メディア』と呼ばれる新聞、テレビ、ラジオ放送で主であった。瞬発力としては地元紙が一番であり、虐待を訴えるために脱走した13人の児童の事件は翌日に取り上げられた。しかし、それを受けて千葉県は施設内虐待をもみ消すために、「脱走した13人の児童たちは、保母と園長の喧嘩を見て不安になり児童相談所へ駆け込んだだけであり、虐待そのものはなかった」と、翌々日の新聞に載せて、脱走した児童全員を恩寵園へ送り返した。やがて地元紙だけでなく、大手新聞社が調査に入り、大々的になったことで、事実を知った千葉県の住民が、施設内虐待を隠蔽し、改善しようとしめない千葉県に憤慨し、『恩寵園の子供達を支える会』を作り2000人分の署名を持って、県へ要請を提出した。民間支援

団体と司法の強い関わりは新聞報道がなければ、事件発覚後の早い段階で生まれなかったのである。

民間支援団体は、その後、虐待を受けた児童に代わって県を相手取り住民起訴裁判を起こす。入所児童は未成年であることから、裁判を起こすには親権の委任状が必要だが、実親は事情を抱えて離れた場所におり、親権の代行者は当の園長自身なのだ。そこで、市民が児童に代わったのだ。起訴内容は、児童らに体罰を振るう園長の給料を県民の税金から払うのはおかしいというものだが9月に棄却。その結果を受けて翌月に「虐待をする園長に支出した人件費は違法」として千葉県に対して措置費約590万円を返還することを求める起訴を千葉地裁に提訴した。しかし翌月に住民監査請求は却下。

結果、法的に園長に罪はなく、虐待もなかったこととなり、恩寵園は改善勧告もされずに、園長も虐待した職員達も元の鞆に戻り、虐待は更に悪化の一途をたどった。新聞報道は裁判の経過を報告するだけに留まり、児童相談所へ逃げ込んだ児童13人がその後、どうなったのか報道することはなかった。新聞報道も途絶え、民間団体は次にどんな手を打つべきか、司法も児童を救出する良い案がなく途方に暮れていた。その間、虐待した園長は、脱走した13人の児童を教護院や養育意欲のない両親の元へ送ることで措置解除し、園から追い出した。行政も国も虐待の温床になっている恩寵園をそのままにし、擁護されるべき児童を見放したのだ。

そんな中、『伝統メディア』のもう一つ、テレビ報道が動き出した。1999年、日本テレビ局の特捜報道ドキュメントの取材班により恩寵園事件を徹底取材し、卒園生や脱走した児童のうち4人に密着し、信頼できる情報を吟味し、実際にどのようなことが園内で起こっていたのか、園長や職員らによる虐待行為がいまだに続いていることなど関係者の証言を得ることに成功し、その一部始終を再現映像及び恩寵園卒園生の『生の声』で放映した。本番組は大反響を呼んだ。同番組のDVDを国会議員全員に配布したことから、それを見た国会議員が千葉県を召還し、県警に捜査をさせるに至った。

千葉県警が恩寵園を捜索すると、園長の次男で指導員の部屋から大量の入所児童の猥褻写真やビデオなどが押収され、現行犯逮捕となった。恩寵園事件を担当する弁護団体は、世論が恩寵園事件に再び、関心を持つようになったことを受け、園長と千葉県を相手に賠償責任を問う民事裁判を起こした。

実に、テレビ番組報道後に行政や国が動き、恩寵園事件は4つの大きな裁判に発展する。一つの児童養護施設において、4つの裁判を起こされるのは日本の児童福祉史上、初めてのことである。

同番組のDVDは、元卒園生ら原告による賠償請求裁判の際、証拠物件としても認められた。日本テレビ局の特捜報道ドキュメントが恩寵園事件を取り上げなければ、永遠に闇に葬られていたといっても過言ではない。

また、同番組は他施設の入所児童へも影響を及ぼした。岡山県にある児童養護施設『津山双葉園』の入所児童が、同番組における恩寵園の園長や職員による虐待報道を見たところ、「うちの施設でも同じことが起きている」と、警察に通報した。のちに『津山事件』として発展するこの施設内虐待事件は、4歳から18歳までの入所児童に、無賃金で早朝から深夜過ぎまで強制労働をさせていたもの。卒園生ら原告は2004年に施設を相手取り賠償請求の民事裁判を起こしている。同裁判で、未成年児童への不法労働内容として明るみに出たのは、東急ハンズの紙袋や園の近所のパン屋でパンを作らせていたという信じられない事実だった。

このように、テレビ放映によって今まで施設内での職員や園長による虐待を虐待と思わずに耐えてきた児童たちに情報を与えるだけでなく、自分達の置かれた状況についても考えさせるようになったのである。新聞やテレビといった『伝統メディア』の一斉同胞機能が有効に作用した結果だといえる。

2-3 恩寵園事件における『新興メディア』の影響

恩寵園事件が1996年に発覚してから決着をつけるまでの2011年の間に、マスメディアは大きな転換期を迎えた。それは、『新興メディア』と呼ばれるインターネットと携帯電話の到来である。『伝統メディア』と呼ばれる新聞報道やテレビ放映やラジオ放送が恩寵園事件を表面化させ行政をも動かすことになった。しかし、それは新聞やテレビといった情報を得られる人にも限られている。恩寵園事件においては、被害者や被害者を支える民間団体、弁護士にとっては有効に機能していた。だが、恩寵園で働く職員にとって『伝統メディア』は手に届かない所にあった。

当事の恩寵園は、全職員の住居が同施設内にあり、自由に外出することも外と連絡を取ることも禁じられていた。虐待が発覚した多くの児童養護施設は恩

寵園と同様に、園長の情報規制が厳しい。職員の証言によると、職員がテレビを視聴できるのは土日の昼一時間のみで主に幼児番組あり、ニュースなどの情報番組を見ることは禁止されていた。新聞の閲覧も禁止されており、職員室にある電話の使用も制限されていた。そのため職員達は、園長の言葉だけを信じていた。報道記者や卒園生の代理人となった弁護士が来園しても、園長が、「彼らは恩寵園を潰そうと企む人たち」といえば、その言葉を信じるしかなかった。多くの職員は短大や大学を卒業したばかりで、世間に疎く、洗脳されやすい。住み込みということで、職を失うことは住居も失うことになるため、園長の虐待行為がおかしいと感じた職員は、異を唱えたくても、唱えることが出来ず、次第に洗脳されて、一緒になって虐待したという職員も少なからずいた。

職員達が、恩寵園での『体罰』を『虐待』だと認識を改めるにいたったのには、『新興メディア』であるインターネットの情報と携帯電話による外部との連絡交換が大きい。

職員の一人が、事実を確認するべく、園長ら虐待を先導した職員がいない深夜にインターネットで恩寵園を検索し情報を得たことで、園長の言っていることが間違いであり、自分たちが洗脳されていることを知るに至った。また、インターネットの情報により恩寵園の卒園生達が園長と千葉県を相手に、損害賠償責任を問う民事裁判を起こしていることも知り、「園長らは間違っている」という決定的な認識が職員達の間にも生まれたのである。インターネットのサイトには、民間団体のメールアドレスが記載されていた。職員たちはメールを通して、卒園生や弁護士たちと連絡や情報交換をし、現在の恩寵園の様子を逐一報告するようになった。また民間団体は、ネットを通じ裁判資金も募っており、その支援は瞬く間に全国に広まった。

『新興メディア』と呼ばれるインターネットの大きな利点は個人レベルでの情報収集である。個人の自由な時間と場所でアクセスできるということは、テレビや新聞報道などの『伝統メディア』を規制されている人々にとって唯一の情報源になる。またテレビや新聞と違い、場所や時間を選ばず、瞬時にネットやメールを通して全国、全世界へ訴えることが出来る。

現在、『新興メディア』は、『オンラインメディア』と呼ばれ、『伝統メディア』にとって変わる勢いで

ある。その原因の一つに、少子高齢化傾向で住居環境が単身・マンションの比率が高まっていることがあげられる。『伝統メディア』は単身ではなく世帯を対象にしたメディアとする人も多い。単身世帯での新聞購読者及びテレビ所有者は年々、減少している。時間や場所を選ばない『オンラインメディア』の方が単身世帯の生活においてニーズにあった情報源になっている。

1999年に恩寵園事件がテレビ特捜報道ドキュメントで放映されて以降は、『オンラインメディア』が恩寵園事件の解決に大きな足がかりをもたらした。民事裁判の原告になった恩寵園卒園生の多くは、単身世帯であり、『伝統メディア』の情報を得られない者たちだった。インターネットや携帯電話などの『オンラインメディア』がなければ、恩寵園が賠償責任を問う民事裁判を起こそうとしている事実を知ることなく、その後の民事裁判の原告に加わることもなかったのである。

3. 恩寵園事件の4件の裁判と児童福祉法改正

3-1 恩寵園事件の4件の裁判

『伝統メディア』と『新興メディア』、二つのマスメディアが有効に機能し、恩寵園は児童福祉史上初の同一施設の園長と行政を四つの裁判で起訴するに至った。下記がその四つの裁判と判決である。

(1) 1997年(平成9年)1月27日措置費返還住民訴訟

1997年(平成9年)10月、恩寵園の子どもたちを支える会が、「虐待した園長に支出した人件費は違法」として、千葉県に対し措置費約590万円を返還することを求める訴訟を千葉地裁に提訴。

2000年(平成12年)1月27日、恩寵園長への県の措置費支出をめぐる住民訴訟判決。千葉地裁は支出の返還を求める原告の訴えを棄却したものの、17歳の卒園生が裁判で証言した17件の体罰及び虐待を認定。さらに「園長の解職を含む改善勧告を出さなかった県は違法である」と指摘したが、「園長の人件費相当分を減額しなかった支出にはあたらない」とした。

法廷の場で初めて虐待と認定された

恩寵園園長による17件の虐待

(『養護施設の児童虐待 立ち上がった子供達』

第一章 p39～p43明石書店より)

- ① 子供が傷を押えていたティッシュに火をつけ、軽度の熱傷をおった。

- ② 男子児童の性器に鋏を入れた。その傷は未だに残っている。
- ③ いたずらをした児童に「そんなことをする手はいらない」と剪定バサミで切った。その傷は未だに残っている。
- ④ 男子児童に死んだ鶏を一晩中抱えて寝ろと命令した。
- ⑤ 児童の服の着方が気に入らなかったため服の袖を切った。
- ⑥ 児童の顔を裏拳で激しく殴り大量出血させた。
- ⑦ ポルノ雑誌を見た児童に正座をさせ、その状態のまま若い保母に写真撮影をさせた。
- ⑧ 朝鮮籍の児童に、差別的発言をした。
- ⑨ いたずらの罰として男子児童をモヒカンにした。
- ⑩ 度々、児童を24時間正座。不眠不休でトイレにも行かせなかった。
- ⑪ 幼児を業務用乾燥機に閉じ込め何度も回した。
- ⑫ 児童を火傷可能な熱い風呂に無理やり入れた。
- ⑬ 女子児童を丸坊主にして外出登校させた。
- ⑭ 高校生女子を下着一枚にして、一日中立たせた。
- ⑮ プロミスリングをつけた児童の足首を包丁で切った。
- ⑯ 児童を麻袋に入れ、木や国道沿いの塀に吊るした。
- ⑰ 服の着方がおかしいと注意され、服を鋏で切られた。

(2) 卒園生による損害賠償請求訴訟

2000年(平成12年)3月10日、恩寵園の卒園生が、「施設の中で受けた虐待により、卒園後もトラウマなど精神的後遺症に苦しんでいる」として、恩寵園園長と千葉県を相手に、総額1億1千万円の損害賠償を求めて、千葉地裁に提訴。

2010年11月5日最高裁・第三審判決は卒園生の虐待認定し、損害賠償額計430万円を監護権のある千葉県に支払いを求めた。虐待認定はしたものの園長の責任は認めなかった。

2011年11月、損害賠償金が原告に支払われる。

(3) 大浜浩元園長傷害暴行裁判

1999年(平成11年)12月24日『支える会』が、現在も児童が職員ら虐待を受けている証言を元に暴行・傷害容疑で園長と職員を千葉県警に刑事告発。

2002年(平成14年)10月9日、傷害罪に問われ、無罪を主張していた恩寵園園長に最高裁は被告側の上告を退け、懲役8月、執行猶予3年の有罪判決が確定する。

(4) 恩寵園園長次男による小学生強姦・強制猥褻裁判

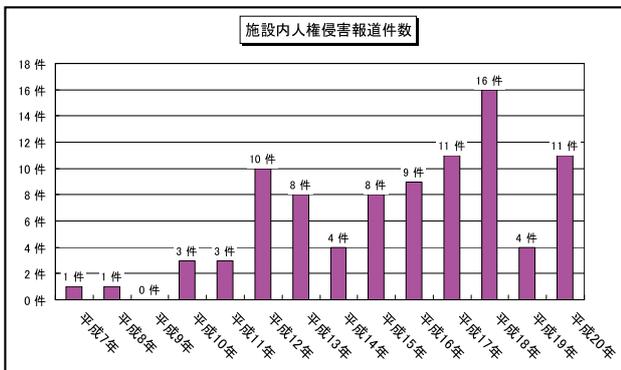
2000年(平成12年)3月8日、千葉県警は恩寵園園長の次男指導員を女子児童への強制猥褻容疑で逮捕。

2000年(平成12年)10月25日、千葉地裁は恩寵園園長の次男指導員に強姦と強制猥褻の罪で懲役4年の実刑判決を言い渡す。控訴せず判決確定。

3-2 児童福祉法改正と施設内人権報道

表面化しにくい児童養護施設内虐待に対してマスメディアは根気よく取材、調査、報道をしてきた。『施設内虐待を許さない会』によると平成7年から平成20年の間に報道された施設内虐待等の人権侵害は、89件である。新聞やテレビ放映などで施設内虐待を扱った番組を見た児童たちが人権に対する意識を高く持つこととなり、報道件数も年々増加している。

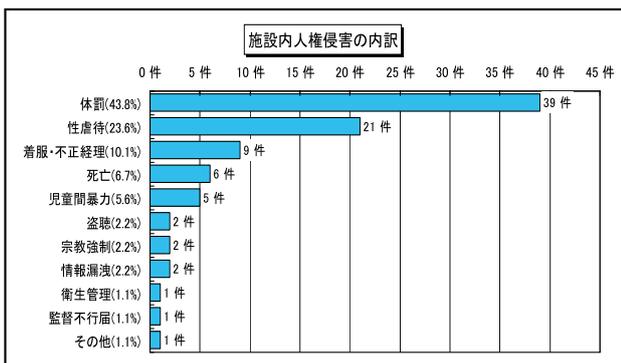
図4 施設内虐待の報道件数



(施設内虐待を許さない会)

施設内人権侵害報道の内訳は、体罰が39件(43.3%)性虐待関係が21件(23.6%)である。

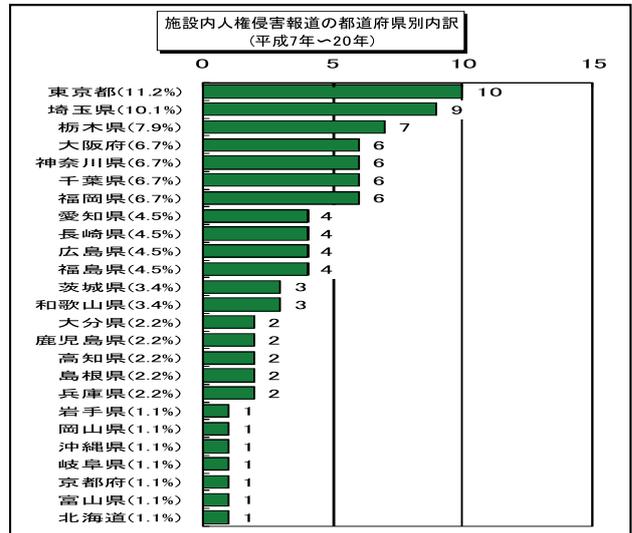
図5 施設内人権侵害の内訳



(施設内虐待を許さない会)

都道府県別に施設内虐待報道を見ると、東京都が最多である。今後、報道がより全国的に広がれば、まだ表面化されていない地方の施設内虐待が明るみに出る可能性がある。

図6 都道府県別の施設内人権侵害報道



(施設内虐待を許さない会)

弁護士らが訴え続けてきた「施設内虐待の禁止」はマスメディアの力により、市民や国会議員、厚生労働省へ強い関心を持たせ、2008年11月26日に「改正児童福祉法」が全会一致で成立し、2009年4月より施行された。

児童福祉法 第七節 被措置児童等虐待の防止等 第三十三条の十 (児童福祉法より抜粋)

この法律で被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者(以下「施設職員等」と総称する。)が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童(以下「被措置児童等」という。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 一、被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 二、被措置児童等に猥褻な行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三、被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四、被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4. おわりに

本論を通して、マスメディアの力がなければ恩寵園事件は児童福祉史上初となる施設内虐待を法廷の場で認定させ、児童福祉法をも改正させることは成しえなかった。このように、マスメディアによって与えられた情報は、市民の心を動かし、行政を動かし、国を動かし最終的には人命を救うことにつながる。2009年に改正された児童福祉法は、その後も年々、改正を加えている。しかし、児童虐待は悪化の一途を辿っている。今後もマスメディアが社会の弱者や表面化しにくい事象に光を当て、問題の核まで掘り下げて情報発信することでより良い社会の助けになることを期待する。

参考文献

- 1) 山田健太『言論の自由：拡大するメディアと縮むジャーナリズム』ミネルヴァ書房、2012年12月30日
- 2) 川崎泰資、柴田鉄治『検証日本の組織ジャーナリズム NHKと朝日新聞』岩波新書、2004年12月21日
- 3) 『児童福祉六法平成25年版』中央法規出版、2013年1月10日
- 4) 恩寵園の子供達を支える会編『養護施設の児童虐待 たちあがった子どもたち』石書店、2001年7月31日39-43頁
- 5) 内虐待を許さない会
<http://gyakutai.yogo-shisetsu.info/speech/20081215hiroshima-speech.pdf>
- 6) 厚生労働省『成21年度度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況』
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ybr9-att/2r9852000000ybv.pdf>
- 7) 児童虐待防止法令編集委員会『児童虐待防止

法令ハンドブック 平成21年版』中央法規出版、2009年9月

- 8) 恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所「子ども虐待対応の手引き—平成21年3月31日厚生労働省の改正通知」、有斐閣出版、2009年9月
- 9) 津崎哲郎、橋本和明「最前線レポート 児童虐待はいま—連携システムの構築に向けて」ミネルヴァ書房、2008年10月
- 10) ピート・ハミル「新聞ジャーナリズム」武田徹訳、日経BP社、2002年4月
- 11) ジェームス・カラン「メディアと権力—情報学と社会環境の革変を求めて」渡辺武達訳、論創社 2007年4月
- 12) 湯川鶴章「ブログがジャーナリズムを変える」NTT出版、2006年6月24日
- 13) 日本マス・コミュニケーション学会「マス・コミュニケーション研究（第66号）」学文社、2005年2月4日
- 14) 筑紫哲也、佐野真一、野中章弘、徳山喜雄「ジャーナリズムの可能性4」岩波書店2005年5月10日

謝辞

本調査研究に協力いただいた「恩寵園事件」の原告団である恩寵園卒園生、原告弁護団、「恩寵園の子供たちを支える会」の会員の皆様に感謝する。